

第 12 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 1 時 00 分から
（営農型太陽光発電施設 現地確認 午後 1 時から午後 2 時）
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係
（所有権移転）について
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①タブレットの配布及び使用について
②農地利用状況調査（農地パトロール）について
③農地買受け・借受け希望について
④大芝高原まつりの花火寄付について
⑤ 8 月の総会日程について
⑥地域計画について
⑦その他
- 5 その他
①情報提供
②当面の日程について
③その他

7 出席農業委員（10人）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
伊藤良夫	唐澤喜廣		

8 欠席委員

城田忠志			
------	--	--	--

9 議事録署名委員

倉田明彦	征矢昌博
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	山口美咲	農政係長	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、城田忠志委員が都合により欠席となっております。他、農業委員、農地利用最適化推進委員それぞれ、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。</p> <p>ただ今から第12回農業委員会の総会を開会致します。</p>
唐澤会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長とさせていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、倉田明彦委員と征矢昌博委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>6件 30筆</p>
議長	<p>報告事項①については、全て相続の関係になります。質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出につきましては、受理するという形でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号6-12から番号6-17まで、6件30筆を受理と致します。</p> <p>続いて、報告事項②につきまして、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>②農地法第4条の規定による農地を耕作または養畜のための農業用施設に供することの届出について報告</p> <p>2件 3筆</p>
議長	<p>はい。では、報告事項②、番号6-1につきまして、酒井文代委員から補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
酒井文代委員	<p>こちらにつきましては、今回、建物を造るにあたり、当該農地の方へ掛かる部分については農業委員会への申請が必要であることを建設会社の方から指摘されたことで、その部分についての転用申請がされたものです。農業に関係する建物でありますので、特に問題はないかと思えます。宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。こちらの番号6-1の案件について、ご意見等ございますか。</p>

委員一同 議 長	(特になし) では、報告事項でありますので、受理としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。報告事項② 番号6-1の案件を受理とします。
	続いて番号6-2であります。こちらは私の方から補足説明いたします。本案件は、倉庫を建てることに併せて従業員用のトイレを造るという、初めての事例になるかと思えます。このトイレというものが果たして農業用施設に当たるのかどうか、事務局で確認していただきましたが、県からの回答では「農作業の為に必要不可欠であれば、農業用施設に該当する」ということのようにございますので、問題はないかと思っております。こちらの番号6-2の案件について、ご質問等ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) では、こちらも受理とする形でよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。それでは、報告事項② 番号6-2についても受理とします。報告事項は以上となります。
	2 議事 議事に移ります。
	議案第1号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程 1件 1筆
議 長	はい。では、議案第1号 番号6-5の案件について、菅家美果委員から補足説明をお願い致します。
菅家美果委員	はい。総会資料の地図を見ていただきたいと思えます。譲受人
	が、この農地の北側と西側の圃場、こちらをこれまでも耕作しておりましたが、入り口がなかったことで上手く利用できない部分があったようです。今回、手前のこの農地を取得することで、合わせて有効に活用していただけるものと考えています。
議 長	他に伊那市の西箕輪でも大きく農業をやっていらっしゃると思いますので、問題はないと思っております。
	議案第1号 番号6-5について補足説明をいただきましたが、ご質問等ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) 質問等なければ、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。それでは、議案第1号 番号6-5の案件を可といたします。
	続きまして議案第2号に移ります。
	議案第2号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。事

事務局	<p>務局からの説明をお願いします。</p> <p>朗読 上程</p> <p>5件 6筆</p>
議長	<p>はい。それでは、1件ごと審議してまいります。番号1の案件については、太田和也委員からの補足説明をお願いします。</p>
太田和也委員	<p>はい。譲受人[]は譲渡人の[]にあたり、[]住宅を建てられるということで伺っております。[]特に問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。番号1の案件、3種農地でございます。[]家を建てるという内容のようでございますが、ご意見、ご質問ございますか。</p>
委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>ありませんか。ご意見等ないようでしたら、こちらの案件について、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第2号 番号1の案件を可と致します。</p>
	<p>続いて、番号2の案件です。私の方から補足説明をいたします。こちらは4月の農振除外申請に出た案件の南側部分に当たる土地でございます。県の審議でも、除外について異存なしと同意をいただいているという内容ですので問題はないと思っておりますが、一点付け加えさせていただきますと、農振除外の時には下水については合併浄化槽での申請でしたが、下の道路に下水が通っていることが分かり、上下水道ともに公共のものを使用するということで変更となっております。以上となりますが、ご質問・ご意見ございますでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>県の方の同意もあります。こちらの案件については、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第2号 番号2の案件を可と致します。</p>
	<p>続いて、番号3の案件、こちら私の方から補足説明させていただきます。議案書にもある通り、建築条件付土地ということであります。建築条件付き土地の扱いについては時間の関係もあり割愛しますが、農地調整ハンドブックにも掲載されていますので、各自でご確認ください。こちらの農地は3種農地でもございますので、問題はないというように思いますが、ご審議をお願いいたします。番号3の案件について、ご意見、質問等お願いいたします。</p>
委員一同 議長 委員一同	<p>(特になし)</p> <p>こちらの番号3の案件、可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	では、議案第2号 番号3の案件を可といたします。
酒井文代委員	続いて、番号4につきまして、酒井文代委員から補足説明をお願いします。こちらは、譲渡人 [] が、 [] 相続した土地になります。以前はアルストロメリアを栽培していたハウスがありましたが、
[]	[]
[]	[]
[]	ハウスも撤去して更地になっている状態でした。小学校からも1km強という距離のエリアになりますので、周辺も宅地化がどんどん進んでいます。この番号4の2筆については、アルストロメリアを作らなくなった時点で既に宅地にする予定となっていたようでして、今回、6区画の宅地を分譲する計画です。上下水については村営のものに接続し、宅地化の進むエリアでもありますので、特に問題はないかと思えます。この北側にトルコキキョウが栽培されている農地がありますが、耕作者の方へも説明済とのこと。宜しくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございました。6区画の宅地分譲の計画となりますが、ご意見・ご質問ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	住宅地の中、3種農地との判断でございますし、許可してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第2号 番号4の案件を可といたします。
委員一同	続いて、番号5の案件について、酒井明委員から補足説明をお願いします。
酒井明委員	こちらは、昔、 [] 転用申請してセカンドハウスの住宅を建てる計画となっていたものです。その後、 []
[]	[]
[]	[]
[]	[]
議 長	売却の意向がありました。譲受人 [] は、 [] 南原地区内で土地を探していたものです。隣地も既に宅地となっていますので、特に問題はないかと思っています。
議 長	以前の転用計画からの変更申請が同時にされていて、新たに、譲受人 [] が住宅を建てるという内容のものでございます。ご意見・ご質問、ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	では、本案件を許可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは、番号5の案件についてを可といたします。
議 長	議案第2号は以上です。続きまして、議案第3号に移ります。
[]	議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程

議 長	1件 2筆 はい。番号6-35の案件、こちらは新規での利用権設定ということでございます。ご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、こちらの案件を可とする形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	それでは、議案第3号 番号6-35を可と致します。 続きまして、議案第4号に移ります。 議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用 権設定各筆明細について、事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読 上程
議 長	1件 2筆 はい。中間管理事業の議案ですが、これまで■■■■■利用権設定していた 農地について、○○○○○引き継いで中間管理で利用するという内容のよ うでございます。皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。それでは、この案件について可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第4号 番号6-36を可といたします。 続きまして、議案第5号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事務局	朗読 上程
議 長	7件 14筆 はい。農地保有合理化事業について。番号6-37については■■■■■から■■ ■■■■■に売り渡す案件、番号6-38についても■■■■■から■■■■■ ■■■■■へ売り渡す案件でございますが、こちらの2案件について、可としてよ ろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第5号 番号6-37と番号6-38の案件を可とします。 続きまして、番号6-39について、酒井文代委員から補足説明ございますか。
酒井文代委員	特にありません。
議 長	補足説明はないということです。番号6-39、■■■■■から■■■■■へ売 り渡しをするという内容のものですが、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。では、議案第5号 番号6-39の案件を可とします。 次に、番号6-40につきまして、堀敬一委員、倉田明彦委員、補足説明ござ いますか。
堀・倉田両委員	ありません。
議 長	はい。番号6-40は■■■■■から■■■■■へ売り渡す案件です。可とし

<p>委員一同 議 長</p>	<p>てよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。では、番号6-40を可といたします。 続いて、番号6-41については、[]から[]へ売り渡すという 内容です。堀委員、倉田委員、補足説明ありますでしょうか。</p>
<p>堀・倉田両委員 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>ありません。 では、こちらの番号6-41を可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。番号6-41を可といたします。 次は、番号6-42でございます。[]から[]へ売り渡す案件 です。堀委員、倉田委員、補足説明よろしいでしょうか。</p>
<p>堀・倉田両委員 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>はい。 補足説明はございません。番号6-42について、可としてよろしいでしょ うか。 (異議なし) 番号6-42の案件を、可といたします。 続く、番号6-43の案件について、[]から[]へ売り渡す案 件でございますが、菅家美果委員、補足説明ありますか。</p>
<p>菅家美果委員 議 長</p>	<p>特にありません。 こちらも補足説明はないようです。番号6-43についても可としてよろしい でしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) はい。では、こちらも可とし、議案第5号につきましては、7案件すべて を可として進めてまいりますので、宜しくお願いいたします、 議事は以上となります。協議事項へ移る前に、若干、休憩時間を取りたい と思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(14:40 休憩 14:50 再開)</p> <p>3 協議事項</p> <p>①タブレットの配布及び使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールや日々の農業委員活動に活用するため、委員各個にタブ レット端末を配布。起動から資料やデータの閲覧、便利な活用法を含め、 端末の使用方法を説明。 <p>(続く、協議事項②の説明についてもタブレット端末内の資料を使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が含まれる資料もあるため、各委員で管理を徹底していただく よう依頼。 <p>②農地利用状況調査(農地パトロール)について</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、8月に実施している「農地パトロール」について、パトロールの日程、その後の速報値発表、修正、遊休農地の確定、利用意向調査までのスケジュールを案内。8月のパトロール日程については、委員各自の予定を確認していただき、予定日の中で地区の割り振りを行う旨で案内。 ・農地パトロールに併せ、新規作成するポロシャツのデザイン・色を提案。協議を依頼。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、今年度の農地パトロールの日程を、8月19日（月）、20日（火）、22日（木）、27日（火）とし、28日（水）、29日（木）を予備日とすることで了承。ポロシャツについては、デザイン「C」案（総会資料：P.27）・色（ネイビー：色No.031）を多数決で決定。
事務局	<p>③農地買受け・借受け希望について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しく申し出のあった買受け・借受け希望者、また内容に変更のあった希望者について、事務局作成のリストを示し、詳細について説明。
議長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・紹介できる農地、また貸付け・売渡し希望の確認を各委員へ依頼。 ・貸付け・売渡し希望のリストについても、毎月の総会での提供希望があったため、対応する旨で回答。
事務局	<p>④大芝高原まつりの花火寄付について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大芝高原まつりの花火大会について、今年度の寄付実施、また寄付金額についての協議を依頼。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、寄付金額を XXXXXXXXXX とすることで了承。
事務局	<p>⑤8月の総会開催日について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初、8月2日（金）午後1時半からの日程を予定していたが、諸事情により変更が必要となったため、第14回総会の開催日について改めて協議を依頼。
議長	<p>補足説明をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前中の開催も案として挙がったが、協議の結果、8月1日（木）午後1時半からの開催とすることで了承。
事務局	<p>⑥地域計画について</p> <p>前回、5月の第11回総会での協議を踏まえ、事務局と農業委員での共通認識を持つべき点として、村内農業者を中心に行った地域計画についてのアンケートの結果、また地域計画の到達点、最終的に目標とする計画内容を挙げ、地域計画に位置付ける農地について、想定されるそのメリットとデ</p>

農政係長	<p>メリットを説明。</p> <p>加えて、先月、前回の総会でいただいたご質問について、私の方から回答させていただきます。そもそも、「農業委員会に地域計画を作る権限があるのかどうか……」という質問をいただきましたが、県の方へ確認したところ、「権限は特にはない」との答えでした。但し、「地域計画」は、令和7年3月までに農業委員会の意見を聞いて最終的には市町村が策定するもの、ということが法的に定められています。その具体的な方法については、「地域による話し合いによることが望ましい」ということで、農業委員会に策定そのものについての権限があるわけではないですが、委員さんの立ち位置としては、その地域での話し合いで意見を集約する纏め役と考えていただければ良いのではないかと思います。次に、もう1点、「農振農用地の上に更にまた別の規制が掛かるようなイメージではないのか」という質問もいただいておりますが、この点について説明させていただきます。農振除外の申請があった場合、その土地が地域計画に定められている農地だったとしても、地域計画から外すための書類を申請者から別に提出してもらうようなことはありません。これまで通り、農振除外については農業委員会で審議し、更に農振協議会で審議する形となります。その審議の中で、その土地を地域計画から外すべきといった意見が出た場合には、今度は地域計画の検討委員会に改めてお諮りする形にはなりますが、地域計画によって、農振農用地の扱いが更に厳しくなるようなことではないと考えています。いただきましたご質問については以上となりますが、これから地域での話し合いにも進んでいきますので、ここで改めて、農業委員、推進委員の皆さん、事務局を含めて共通認識を持つためにも、地域計画策定の基本方針について確認をしていきたいと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針として、(総会資料:P.32を示し) ○担当委員や事務局に過度な不安や負担が掛からないようにする事、○エリア内で歯抜けとなりそうな筆は、ひとまず置いておくこと、○絵に描いた餅とならないよう現実的な地図とする事、○耕作者を決めることが難しい農用地については「今後検討」とする事、○毎年の見直しで地図の更新は可能なので柔軟に対応する事、を説明。 ・併せて、計画策定までの進め方について事務局案を提示し、各地区で行う話し合いの回数や実施時期、地区住民への通知文書案について協議を依頼。
議長	事務局、農政係長から説明をいただきましたが、ここまでの点でご質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますが、まず、私からお訊きします。地域計画のメリットとデメリットの中にある「地域計画に位置付けられた農業者」について、詳しく説明いただけますでしょうか。
農政係長	これから策定する地域計画のエリア、恐らく、西天竜幹線水路周辺の水田地帯、大芝の畑作エリア、南原の畑作エリアが中心になるかと思っております、

	そのエリア内に農地をお持ちの方が「地域計画に位置付けられた農業者」、エリア内に農地をお持ちでない方が「地域計画に位置付けられていない農業者」という意味になります。
議長 堀敬一委員	はい。分かりました。 モデル地区となる沢尻での話し合いについては、都合がつけば、他の地区の農業委員も出席して構いませんか。
農政係長	はい。是非、出席をお願いします。それぞれの地区での進め方の参考にさせていただきたいと思います。
議長	極力、他の地区の農業委員の皆さんにも出席をお願いしたいと思います。これから、沢尻地区の考え方、進め方を唐澤忠委員から説明いただきますが、それを踏まえて地区の農業者の皆さんがどのような反応をされるかを見て感じ取ってもらう必要はあるのではないかと思います。都合がつく方は、出席をお願い致します。他にご質問がなければ、沢尻地区の話し合いの進め方について、唐澤忠委員からお願いしたいと思います。
唐澤忠委員	・地区での話し合いの際に実際に使用する地図や資料を示しながら、本番を想定した説明を行う。
農政係長	・当日の流れを示しながら、資料の内容等について、補足説明を行う。
議長	農振地域のなかで、地域計画のエリアに含まれていないエリアが残っていると思うのですが、そこはどのような考え方でいるのでしょうか。
唐澤忠委員	地域計画に関するアンケート結果から、広い面積の農地が、将来は耕作不可という回答となっています。あまり大きな範囲で考えても埋まりにくいのではないかと考え、実現可能な範囲に絞りました。
議長	地区内の農業者ではなく、沢尻地区以外の耕作者も多いかと思いますが、その点については、どう考えますか。
農政係長	話し合いの通知は、沢尻地区で耕作している皆さん、地区内だけでなく伊那市にお住まいの耕作者もいらっしゃいますので、その方たちにも通知を出して話し合いに参加していただきます。
菅家美果委員	説明のあったすぐ近くのエリアにも、大きな田圃があって景観も良く、集約して改良すれば地域計画に含められると感じる農地もあるのですが、その点が勿体なく感じてしまいます。そこを敢えて区切ってエリアから外した理由はあるのでしょうか。
唐澤忠委員	ご指摘の通り、その地域を繋げると広い面積になって耕作しやすくなるという面もあるのですが、既に宅地化が進み、住宅地になりつつあります。
農政係長	当日の話し合いでも、このような形で様々な意見が出されていくと思いますので、それを皆さんで集約していただきたいと思います。その中で、最終的な結論を出すのではなく「今年はこの程度に纏め、また来年、もう一度検討しましょう、考え直す部分は再度話し合い、見直しましょう」ということで良いかと思います。絶対のものとして10年後の地図を考え始めてしまうと動けなくなり、纏まるものも纏まらなくなってしまいます。まず

唐木義秋委員	<p>はスタートし、様々な意見を出してもらおう。そんなイメージで、当日も進めていただければ良いと考えています。</p> <p>2点、お願いとお伺いをしたいのですが、唐澤忠委員の作られた資料がとても解りやすく現状も認識しやすいと感じていますので、同じような資料を他の地区でも用意して欲しいというのと、もう1点は、例えばの話ですが、この地域計画の策定が面倒なので、何もしなくて良いのではないかと、ということになってしまった場合にどんなデメリットがあるのか、説明をいただきたいと思います。</p>
農政係長	<p>はい。私の方からは、2点目の質問についてお答えさせていただきます。確かに、唐澤委員との下打ち合わせの中でも、唐木委員がご指摘されたような極論までも想定しました。地区の皆さんが「今のままで良いではないか。地域計画を策定する必要がない」という結論に纏まってしまった場合にどうするのか、その可能性も考えました。但し、そうなってしまうと、先程、地域計画に位置付けるメリット・デメリットの中で説明したように、その地区の農業者の方が補助金を貰おうとしても貰えなくなってしまう可能性が高いです。農業者の皆さんから「補助金は不要だ」と言われてしまうとそれまでなのですが、例えば沢尻地区では中山間地域の補助金を受けていますので、地域計画の策定をしなければ、その補助を受けられなくなってしまう。その点については事務局から説明し、それも踏まえ、また農業委員さんからの話を聞いた上で、地区の皆さんには検討していただく。それでも地域計画の策定を進めないということであれば、それはその地区の総意かと思しますので、それは仕方がないと思います。</p>
唐木義秋委員	<p>アンケート結果を見ても、関心の無い方が多い。沢尻地区でも5割の方が無回答という中で、話し合いを開いても事務局側の人間が多いという結果にもなり兼ねない。もっと、この地域計画策定の重要性を訴えるべきではないでしょうか。南箕輪村の農業を、自分たちの地区の農業の未来を考える大切な話し合いですので皆さん是非出席して下さいとアピールして欲しいと思います。今抱えている農業の課題について理解していない方が多いと感じていますので、その点の注意喚起をして、アピールできるような案を考えていただきたいです。</p>
農政係長	<p>分かりました。話し合いへの出席通知も、今はあまり硬い感じにならないような表現にしていますので、将来の地域の農業や耕作者を決める、基盤となる大事な計画ですので、是非、都合をつけて出席していただきたいというような表現を付け加えるようにしたいと思います。</p>
唐木義秋委員	<p>それでは甘いと思います。「大事な」という表現だけでは、先程のアンケートで関心を示さなかった皆さんに対する訴えとしては、私の認識では弱いと感じます。誰もが、大事であることは漠然とは理解していると思います。目標地図を作らなければ補助金が出なくなる、ペナルティがあるというように、もっと、危機感を実感できるような、踏み込んだ表現をすべきでは</p>

農政係長	ないでしょうか。
事務局長	分かりました。通知の裏面などを活用し、メリット・デメリットを盛り込むような形でお知らせをさせていただくよう検討したいと思います。
唐木義秋委員	行政的にどこまで踏み込んで表現できるかは、県とも相談していきたいと思います。唐木委員のご意向通りには難しいとは思いますが、それに近いようなニュアンスでの明記が可能かどうか、他の事例なども調べて検討したいと思います。また、話し合いで使用するための資料についてですが、唐澤忠委員のお示しした資料は、事務局でもだいぶ苦労して作成した部分がございます。沢尻地区はモデル地区であり、その資料が曖昧なものでは参考にならないので詳細なものを用意するようにしましたが、全ての地区で同様の、この詳細なデータを元にした資料を作成することは現状の体制では実務的に難しいかと思われま。調整をし、どの程度の資料作成が可能なかを提示させていただきたいと思います。
唐澤忠委員	事務局に全てお任せするのではなく、唐澤委員の指導を受けながら、委員それぞれでできることはしたいと思います。いかがでしょうか。
事務局長	私の手掛けた部分は一部でして、その他は事務局に何とかお願いして作成していただきました。沢尻地区の圃場は 500 筆程度ですので、まだ何とかなったのではないかという印象です。他の地区の圃場となると 1000 筆や 2000 筆なるかと思しますので、大変ではないかとは思います。
議長	来月、7月の総会で地域計画に大きく時間を割くことは難しいので、また総会とは別日に時間を取ることも検討しております。日程等については、また7月の総会でご相談させていただきますの、ご了承が得られれば、そのような形で進めさせていただきます。
議 長	皆さん、まず認識していただきたいのは、あまり大きな期待は抱かないということです。これまでの話にもあった通り、アンケートを見ても農業者の関心は高くない。その中で一定の方向を出すということは非常に難しい話です。ですので、過度に期待しない。それと、労力を掛けない。労力を掛けて頑張っても、毎年見直しをして変えていく性格のものです。力を入れてしっかりとしたものを作るのではなく、まずはゾーンを決める。各地区でどのエリアをゾーンに定めるか、それを皆さんに進めていただきたいと思います。但し、農業委員会には、農地を守っていかなければならない役割があります。ただゾーンを決めるのではなく、最大限、青地の農地を残していくというスタンスは持っていただきたいです。後々の管理が楽になるからゾーンを小さくしようなどという考えではなく、農業委員自らが農地を守っていく、その役割は踏まえていただくようお願いしたいと思います。
酒井明委員	各地区、農業者に出す話し合いの通知の中身ですが、まず初回の通知ではこの協議を踏まえた内容に加え、「話し合いの中でゾーンを定めます」という趣旨の通知とし、2回目以降の通知では、その経過を記した内容とする

農政係長	<p>ことで、参加人数が少なくても、一部の人だけで話を進めているのではない、という形になるのではないのでしょうか。</p> <p>事務局でも通知の回数については議論し、郵送料の関係もありますので、1回目の話し合いに参加されなかった農業者の方へのみ2回目の通知を送るなど、また内容につきましても、大事な事柄を話し合う場である旨が伝えられるような通知となるよう事務局内でより良い形での通知となるべく検討したいと思いますが、県の農業会議にも確認し、どこまで強く出席を促せるかはお任せいただきたいと思います。また図面や資料についてですが、沢尻地区の話し合いを一緒に聞いていただいた上で、またご意見をいただければと考えています。</p>
唐木義秋委員	<p>くどくなってしまうますが、ひとつの目標に向かうためには、まず現状確認が大事なのではないかと考えます。現状が把握できなければ目標をどこに定めるか、どこを目指すのかが分からない。唐澤委員の説明、そのデータや資料を見て、私としては沢尻地区の現状を確認することができました。その資料の元となったデータが各地区で同じように存在するのであれば、同様のフォーマットで纏めることでそれぞれの地域の現状把握ができるので、非常に良いと思った次第です。会長の仰ったように、もっとアバウトな形で良いのであれば、それなりの時間も手間も有効に活用できる方法があるということは認識しているつもりです。</p>
議長	<p>確かに、現状を把握することも大切ですが、現状からのスタートでは、定めるゾーンがとても狭いエリアになってしまう恐れがあります。耕作者がいない現状、将来が見通せない現状、それでも将来、この農地だけは守っていかなければならない、守っていきましょうというエリアを定めるのが地域計画における目標地図の作成です。南殿ならば南殿の中で、ここだけは守っていきたいというエリアを示し、耕作者の皆さんに目指すべき将来の姿をイメージしてもらうことが大切なのではないのでしょうか。</p>
唐木義秋委員	<p>仰ることはよく理解できますし、それが南箕輪村農業委員会の方針だと、私は納得しています。ただ、先程も申し上げましたが、時間と労力は別として、結果としてこれだけの資料ができていますので、同じことをすれば同じように資料ができる。ならば、その資料を作成するべきではないかと思えますし、話し合いの出席者が少なかつたとしても、この資料を各農業者へ配布するだけでも価値があると感じましたので、意見を申し上げた次第です。先程から会長が仰っている通り、農業委員会の方針については、それに沿って我々は効率的に作業を進めていく。その意思は変わらずに持っていますので、誤解のないようお願いしたいと思います。</p>
唐澤忠委員	<p>目標地図を作らなければいけないことは理解しますが、何のために作るのか、その理由付けが弱いと思います。農業を取り巻く背景があり、10年後にはこうなってしまう、そうならないために作成するという事は解っても、地域計画の策定でどのように農業が発展するのが見えてこない。そ</p>

	<p>の点が問題かと思っています。目標地図を作成することでどんなメリットがあり、作成しなければどんな弊害が発生するのか、その点をきちんと地区の農業者へ話ができるだけの説明が欲しいと思っています。</p>
唐木義秋委員	<p>目標地図を作成しないことのデメリットとしては、先程から話がある通り、補助金の対象から外れてしまうことが挙げられるのではないのでしょうか。</p>
唐澤忠委員	<p>国からの補助金が出ないという説明だけでは、ムチばかりになってしまいます。メリットの部分、アメの部分が何もなく、更に言うと、補助金についても大きな農家に対してばかりで、個人の小規模な農家に対しては何もない。個人的には釈然としない想いがあります。</p>
唐澤英樹委員	<p>実際問題、補助金については大きな農家にはメリットとなっても、小規模に手掛けている農業者にはほとんどメリットがないので、それだけ興味がないということではないのでしょうか。</p>
唐木義秋委員	<p>それが、如実に地域計画のアンケート結果にも表れているということかもしれませぬ。</p>
事務局	<p>委員さんそれぞれで考えや想いはあるかと思いますが、委員の皆さんが地域計画の中で大きな役割を担うのは、目標地図の素案を作成することです。これから各地区でその話し合いが行われるわけですので、そのためにも、話し合いの席では、地域計画について、目標地図とはどんなものかを農業者から尋ねられた時に、説明ができるようになっていただきたいと思っています。</p>
唐木義秋委員	<p>それは、10年後にもここだけは守っていききたいという農地を記したものが「目標地図」ということではないですか。</p>
事務局	<p>はい。その通りです。委員さんそれぞれで、そのように答えられるように、目標地図についての認識を再確認していただきたいと思います。</p>
堀敬一委員	<p>先程から話題に上るアンケートの回答率からも見えるように、農業者の関心の低さというのは、やはり、認知度が要因のように感じます。地域計画や目標地図がどんな意味を持つのが農業者に伝わっていない。委員の中でも認識の違いがあるのですから、農業者まで伝わらない。農業者の皆さんも意味が分からないというよりも、何が分からないのかが分からない。委員ひとりひとり、それぞれがどのような考え方でこの目標地図を作るのかを考えるのではなく、統一の文章をもって臨んだ方が間違いのない形で意思統一が図れるのではないのでしょうか。A委員はこういう考え、B委員はまた違う考え方かもしれない。それでは、纏まらない。短い文章で良いので、ひとつの見解を決めてしまった方が良いと思います。</p>
議長	<p>国の方針として、小麦の自給率を何パーセントにします、大豆は何パーセントにします、だから農家の皆さんはその目標に向かって努力してくださいという明確な指示があれば良いのですが、そのような指針もなく目標地図だけ作れというのは、正直、乱暴な話ではあります。ただ、地域計画の策定、目標地図の作成において認識していただいて欲しいことは、現在の</p>

	<p>食糧事情を見たときに、ロシアのウクライナ侵攻以降、これまでのように輸入に頼ることが難しい状況になってきている、いくらお金を出しても外国から農産物を仕入れることができない状況に変わってきている、これまで以上に国内での農産物生産率を上げなければならない状況だということです。大きな目標にはなりますが、背景には、そんな事情もあるということです。目標地図を作り、10年後も守るべき農地を決めていくことで遊休農地が増えることを防ぐ。農業生産を向上させ、日本国民を飢えさせないという大きな目標のために行う、この地域計画の策定、目標地図の作成というのは大事な作業となるんだという、そんな共通認識に立ってもらいたいと思います。上手く纏められませんが、他にご意見ございますか。</p>
<p>委員一同 事務局</p>	<p>(特になし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での話し合いに使用する資料については、それぞれの地区で意見やアイデアを挙げていただくよう依頼。 ・6月29日(土)、沢尻地区で行われる話し合いについて各委員の出席を呼びかけ。 ・話し合いの通知については、内容を再検討する旨で了承。 ・総会とは別に、地域計画の進め方について個別の勉強会を検討することです。
<p>事務局</p>	<p>4 その他</p> <p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用就農資金」令和6年度第2回募集について ・総会資料を示し、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対し、全国農業会議所が実施する「雇用就農資金」について案内。経営者等に対し、制度の周知を依頼。
<p>事務局 議長</p>	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 ・今総会の協議で、第14回総会の開催日が8月1日(木)となったため、注意いただくよう依頼。
<p>事務局 議長</p>	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5団体親睦マレットゴルフ大会について ・6月15日(土)開催のマレットゴルフ大会について、参加者には要綱や送迎バスの時間等の再確認を依頼。 ・補足説明をする。

議 長

以上で議長の職を解かせていただきます。

伊藤会長代理

閉会

以上を持ちまして、第12回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。

(午後5時15分 終了)

以上、第12回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和6年6月28日

議 長

唐澤喜廣

議事録署名委員

倉田明彦

議事録署名委員

征矢昌博